

農地等の転用許可申請書(農地法第4条・5条)添付書類一覧

■申請書2部(正本・副本)に下記の書類を添付して提出してください。

添付書類	取得先	提出部数	内容
土地の登記事項証明書 (全部事項証明に限る。)	法務局	原本1 コピー1	交付後3か月以内のものを提出してください。
公図	法務局	〃	交付後3か月以内のものを提出してください。
位置図	任意様式	〃	1/10,000～1/25,000程度の地図に申請地の位置を表示してください。
見取図(住宅地図)	任意様式	〃	住宅地図に申請地及び申請地周辺の営農状況を表示してください。
見取図(公図のコピー)	任意様式	〃	公図のコピーに申請地及び申請地周辺の地番、地目、土地所有者、耕作者を表示してください。
事業計画図(平面図、立面図、配置図等)※切土・盛土がある場合は断面図	任意様式	〃	図面に進入路、用排水施設、利用計画を表示してください。 露天資材置場の場合は、何をどこに置くかを表示し、露天駐車場の場合は、駐車区画を表示してください。
理由書	任意様式	〃	転用の必要性及び転用面積が事業の目的からみて必要最小限である根拠などを記載してください。
経費見積書	施工業者など	〃	内訳が記載された見積書を提出してください。工事費、土地購入費など全ての経費が対象です。
資金証明(残高証明書、融資証明書、通帳のコピー等)	金融機関など	〃	上記経費に対して必要な資金を満たしているか確認します。申請者と名義が異なる場合は、申請者との関係を示す書類を求めることがあります。
同意書(区長、水利代表)	指定様式	〃	申請地の区長及び水利代表者の同意書を提出してください。申請地が複数の地区の場合は、各地区の区長及び水利代表者の同意が必要です。
同意書(隣接農地) ※該当者のみ	指定様式	〃	申請地に隣接する農地の所有者及び耕作者の同意書を提出してください。
土地改良区の意見書 ※該当地区のみ	土地改良区	〃	東播土地改良区又は加古川西部土地改良区で取得できます。決済金が必要な場合があります。
農振農用地区域除外証明	市農政課	〃	
関係法令確認シート	指定様式	1	市関係課の協議状況を確認します。提出は1部です。
委任状 ※該当者のみ	任意様式	原本1 コピー1	申請を行政書士に委任する場合に提出してください。
法人の登記事項証明書又は定款の写し ※法人の場合	—	〃	申請者が法人の場合に提出してください。(定款の写しは代表者で原本証明)
代替地検討表	任意様式	〃	農地区分、転用目的によって提出が必要となる場合があります。必要な場合は、農業委員会から指示いたします。(選定条件、候補地、選定結果を作成)

※上記のほか参考となるべき書類を求めることがあります。

【留意事項】

※抵当権、仮登記がある場合は、権利者の同意書(任意様式)が必要です。

※許可前の工事着工はできません。

※申請から許可までには、約2か月間の期間を要します。